

「ファミリーサポートセンター総合補償制度」Q & A

Chubb 損害保険株式会社

災害補償制度（団体総合補償制度費用保険）

Q1.対象となる傷害（ケガ）の範囲を教えてください。

A 1.この補償制度で対象となる「傷害」とは、急激・偶然・外来の事故で傷害（ケガ）を被り、死亡した場合、または入院、通院された場合をいいます。

「急激」とは、突発的で原因から結果までの経過が直接的で時間的間隔がないこと。

「偶然」とは、予知できない出来事であること。

「外来」とは、原因自体が身体の外部からの作用であること。

この「急激・偶然・外来」を欠く傷害（ケガ）の例としては、靴ずれ・しもやけ・日焼け・腱鞘炎・車酔いなどがあげられます。これらは補償の対象とはなりません。

Q2.対象となる特定疾病の範囲を教えてください。

A 2.この補償制度で対象となる「特定疾病」とは、ファミリーサポート活動中に被った以下の疾病をいいます。

- ① 急性心疾患（心筋梗塞、急性心不全等）
- ② 急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等）
- ③ 急性呼吸器疾患（気胸、過換気症候群等）
- ④ 細菌性食中毒
- ⑤ 熱中症（日射病、熱射病）
- ⑥ 低体温症
- ⑦ 脱水症

上記の中で①～③は12ヶ月以内に医学的に因果関係のある疾病について医師の治療、投薬を受けていた場合、補償の対象とはなりません。ただし、継続して3年以上被補償者である者が、3年以上を経過した後上記疾病を被った場合は補償の対象となります。

Q3.災害補償制度の対象者を教えてください。依頼会員は対象に含まれますか？

A 3.当補償制度は提供（援助）会員、依頼会員、依頼会員の子どもを対象としています。ファミリーサポート活動中（事前打ち合わせなど）であれば、依頼会員の方も補償の対象となります。

Q4.提供会員が同時に複数の子どもの預かる場合、災害補償制度の対象となりますか？

A 4.対象となります。複数の子どもの預かる際、事前に保険会社にご連絡いただく必要はありません。また、保険金の削減払い等もありません。

Q 5.センターにおいて提供（援助）会員と依頼会員（およびその子ども）と事前打ち合わせを行っている際のケガ等も補償の対象となりますか？

A 5.事前打ち合わせ中の提供会員のケガ、および依頼会員の子どもいずれの方も補償の対象となります。

Q 6.ファミリーサポートサービスを受けるため、子どもが学校から提供会員の家へ行く途中にけがをした場合に、災害補償制度の対象となりますか？

A 6.ファミリーサポート活動への往復途上のケガは補償の対象となります。ただし、活動とは無関係な目的で合理的な経路を逸れた場合（例えば映画館に立ち寄り鑑賞する等）のケガについては対象となりません。

Q 7.子どもを預かっている間に地震が発生し、上から物が落ちてきてケガをした場合、保険の対象となりますか？

A 7.地震による損害も補償の対象となります。

Q 8.保険料を市が支払った場合、ケガをした提供会員に直接ではなく保険金を市にいったん入れて本人に渡したいのですが、保険金を市がいったん受け取ることはできますか？

A 8.原則として、保険金は被保険者である「市（ファミリーサポートセンター）」に支払われます。

賠償金補償制度

（施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・受託者賠償責任保険）

Q 9.預かった子どもに提供会員の家のものを壊された場合、賠償責任保険は適用されますか？

A 9.適用されません。

ただし、別途「センター見舞金補償特約」にご加入いただいておりますので、上記のような事故でも補償（限度額まで）することができます。

Q 10.ファミリーサポート活動中に、依頼会員の子どもが蹴ったサッカーボールが隣の家の窓ガラスを割ってしまいました。賠償責任保険は適用されますか？

A 10.適用されます。

被害者の方と示談交渉を行う前に保険会社にご報告ください。

Q 11.ファミリーサポート活動中に、預かった子どもがケガをした場合、お見舞品（お菓子等）をもって子どもの家へお見舞いに行った場合、そのお見舞品代は補償されますか？

A 11.社会通念上妥当な金額であれば、お見舞品として支払った実費が補償されます。

Q 1 2.依頼会員から預かった家の鍵を紛失してしまった場合、鍵の再作成費用や取替費用は賠償責任保険の対象となりますか？

A 1 2.対象となりません。

預かり品（借用品）については補償の対象外となっております。

Q 1 3.提供会員が依頼会員から子どものおもちゃを借り、子どもと遊んでいたところそのおもちゃを壊してしまいました。補償の対象になりますか？

A 1 3.対象となりません。

預かり品（借用品）については補償の対象外となっております。

Q 1 4.賠償責任保険ではこういった保険金が支払われますか？

A 1 4.賠償責任保険では、依頼会員の子どもや第三者に対してケガをさせたり、モノを破損させてしまい、法律上の賠償責任を負った場合に以下の保険金をお支払いいたします。

・損害賠償金

対人事事故の際は実際に要した治療費および慰謝料等が補償されます。

対物事故の際は実際に要した修理費用、修理不能の場合は破損したものの時価額が補償されます。

・緊急費用

例えばケガをさせてしまった方をタクシーで病院まで搬送した場合など、応急措置を行うために要した費用が補償されます。

・争訟費用

裁判費用や弁護士報酬等、争訟（裁判の他、督促手続、民事執行といった他の訴訟手続も含まれます）のための費用が補償されます。

※注 自動車に起因する事故に対しては、自動車保険が優先されるため補償の対象外となります

Q 1 5.示談代行サービスはついていますか？

A 1 5.示談代行サービスはついておりません。

示談交渉はファミリーサポートセンターまたは提供会員が行う形となります。

保険会社は直接被害者の方と示談交渉することはできませんが、示談を行う上でのアドバイスを行わせていただきますので、賠償事故が発生した場合は速やかに保険会社にご連絡ください。